

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコ
代表者名 代表取締役社長 伊藤 貴 俊
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 取 締 役 中 西 稔
電 話 06-6223-8055

業績連動型の株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役を対象に新しい業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することに関する議案を平成 27 年 3 月 20 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも当社の株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の業績との連動制が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である本制度を、本総会において役員報酬に係る決議を得ることを条件に、導入することといたしました。現在の当社の役員報酬は金銭による基本報酬を中心に構成されていましたが、当社では、当社の取締役に対する報酬制度の見直しを行うこととしており、従来の退職慰労金制度廃止等の役員報酬見直しの一環として、平成 18 年 3 月 24 日開催の定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度を導入することといたします。

本制度の対象となる取締役の員数は、本総会において付議予定の取締役選任議案が承認可決されますと、取締役 5 名（社外取締役を除く）となります。

なお、現行の取締役退職慰労金制度は廃止とし、本総会終了後も引き続き在任する取締役及び監査役に対し、在任期間にかかわらず現行規定に基づく慰労金は支給しないこととしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記 (6) のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役に対し

て、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。業績達成度は決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想経常利益の達成率に応じて定められ、業績達成率が 100%未満の場合は当社株式は給付されません。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 対象者

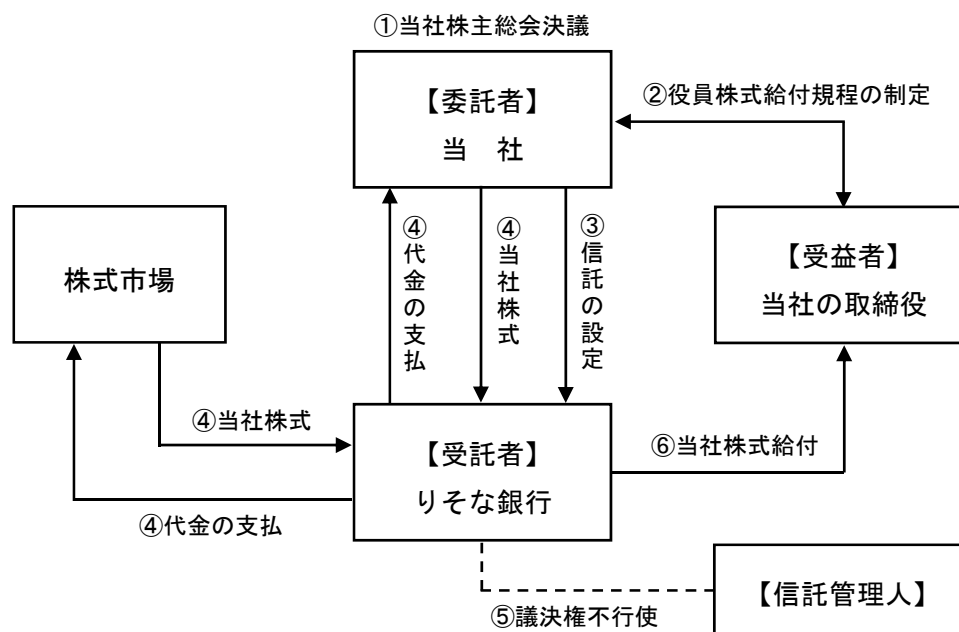
当社の取締役（社外取締役を含みません。）とします。

(3) 対象期間

平成 27 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 12 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及び当該 5 事業年度の経過後に開始する 5 事業年度ごとの期間（以下、当初対象期間を含むそれぞれの 5 事業年度を「対象期間」といいます。）とします。なお、本制度の運営にあたって設定される信託の期間については、下記 (5) のとおりとします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者である取締役を受益者候補とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を取引所金融商品市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、対象者の役職及び業績達成度に応じて、対象者にポイントが付与されます。取締役の退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

(5) 信託期間

平成27年4月1日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

(6) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役への給付を行うための株式の取得資金として、2億4000万円を上限とする金銭を拠出し、所定の要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定します。なお、当社は、当初対象期間中、当該2億4000万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、各対象期間ごとに、2億4000万円を上限として金銭の追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象者に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく対象者への給付又は対象者への給付を行うための株式の取得の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、2億4000万円から当該残存株式等の金額を控除した金額とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引所金融商品市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行います。

(8) 対象者へ給付される当社株式数の算定方法

対象者には、各対象期間中の各事業年度（以下、「評価対象事業年度」といいます。）における役職及び業績達成度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、10ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

対象者には、評価対象事業年度の終了後の一定の日に、当該評価対象事業年度における役職別基本ポイントに、当該事業年度に係る業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定のポイント数が付与されます。業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想経常利益の達成率に応じて定められるものとし、その具体的な係数は0から1.5の範囲とします。なお業績達成率が100%未満の場合には、当社株式は給付されません。

(9) 対象者への当社株式給付時期

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること又は公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性のある取締役に対して交付することが予定される株式を除く。）のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する又は公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分

して給付すること又は公益法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
- ④ 受益者 : 取締役（社外取締役を除く。）のうち、所定の要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 本信託契約の締結日 : 平成 27 年 4 月 1 日（予定）
- ⑦ 金銭を信託する日 : 平成 27 年 4 月 1 日（予定）
- ⑧ 信託の期間 : 平成 27 年 4 月 1 日（予定）から本信託が終了するまで

以 上